

## 都市再生安全確保計画〔概要版〕

## 1. 計画策定の背景と目的

## 1-1 計画策定の背景と目的

- 本市においては帰宅困難者対策を推進するため、平成26年3月に「神戸市帰宅困難者対策基本指針」を策定した。また、三宮駅周辺地域を対象として平成26年1月に「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策協議会」を設置し、帰宅困難者の安全確保策や支援策など様々な検討を行っており、地域全体での共助によるソフト面の取り組みを中心とする「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画」を、平成28年3月に帰宅困難者対策協議会で策定した。
- こうした共助による帰宅困難者対策に係るソフト面の取り組みに加え、ハード面の実効的な推進、災害時の事業継続性向上を図るため、「神戸三宮駅周辺・臨海地域都市再生緊急整備協議会」を立ち上げ、「三宮駅周辺地域都市再生安全確保計画（以下、「本計画」とする。）」を策定する。
- 本計画の策定は大規模な地震が発生した際に約14.5万人（平日）にも及び帰宅困難者の安心・安全の向上を図るものであり、検討した対策や取り組みを実行・推進することは安全・安心の面で地域の付加価値を高めるとともに、来訪者の増加など地域の国際競争力の強化にも結びつくものである。



図. 都市再生安全確保計画対象地域

## 1-2 計画の対象エリア

- 本計画の対象エリアは、都市再生緊急整備地域（神戸三宮駅周辺・臨海地域）を包含する三宮駅を中心とした概ね1km圏内の区域と設定する。

## 2. 地域の被害想定

## 2-1 対象災害

- 本計画が対象とする災害は、神戸市地域防災計画（平成28年9月）に基づき、「内陸部直下型地震（兵庫県南部地震）」「海溝型地震（南海トラフ地震レベル1・2）」とする。

|          |  |
|----------|--|
| 内陸部直下型地震 | ・市内最大震度は7であり、インフラは大規模停止、道路・鉄道等の都市基盤は寸断等の大きな被害が発生、建物被害（全半壊）も大きく、それに伴う人的被害も少なくない |
| 海溝型地震    | ・市内最大震度は6強であり、津波が発生するため、地震による被害に加えて、津波に伴う建物の全半壊や死傷者等の発生を想定                     |

## 2-2 帰宅困難者数（三宮駅周辺の想定値）

青字：平日14時、赤字：休日14時

|                         |                          |                          |                         |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 帰宅困難者数：14.5万人／9.6万人     |                          |                          |                         |
| 徒歩帰宅不可能者：5.8万人／4.1万人    |                          |                          | 徒歩帰宅可能者：<br>8.7万人／5.6万人 |
| 行き場のない人：1.4万人／3.2万人     |                          | 屋内滞留者：4.4万人／0.8万人        |                         |
| 買物等自由目的：<br>1.0万人／3.1万人 | 業務関連(屋外)：<br>0.4万人／0.1万人 | 業務関連(屋内)：<br>0.4万人／0.1万人 | 企業等ビル内：<br>4.0万人／0.7万人  |

※神戸市帰宅困難者対策基本指針（平成26年3月）での検討結果を用いて整理

## 3. 地域の特性を踏まえた課題

## ハード面に係る課題

- 身近な場所での一時退避場所の拡充、一時滞在施設の更なる確保 など
- 的確な情報提供、情報表示機器整備 など
- 支援資機材・備蓄品の保管場所の確保 など
- 建物の機能更新・誘導の促進や耐震性能の強化・向上の支援 など

## ソフト面に係る課題

- 三宮駅周辺への人の集中によるパニックや混乱を抑える（屋内滞留・一斉帰宅抑制）仕組みづくり など
- 即時性のある情報連携の仕組みづくり など
- 避難誘導・マンパワーの確保 など
- 帰宅困難者対策計画の更新・各種ガイドライン策定及び官民連携による平常時からの訓練を通じた充実 など

# 4. 計画の目標と基本方針

## ■ 目標

- 震災経験都市であること、三宮駅周辺地域の特性や動向、三宮周辺地域帰宅困難者対策計画、ソフト施策に関する運用指針等を踏まえ、本計画の目標を以下のように設定する。

**不測の災害時にも滞在者・来訪者が混乱なく安全に過ごせるよう、地域の力を結集して確かな防災力を構築する**  
 ～進展するまちづくりと連動し、未来創造都市にふさわしい安全・安心システムの構築～

## ■ 基本方針

- 本計画では共助による帰宅困難者対策に係るソフト施策に加え、都市再生安全確保施設の実効的な推進・災害時の事業継続性の向上に係る内容を定めるが、ソフト施策に関する運用指針や具体的な取り組みについては「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画」並びに各種ガイドラインにて深度化する。

### 【基本方針】

- 大震災の経験を踏まえ、平常時から「共助」の力を高め、地域の防災力を向上
- 官民連携による都市再生安全確保施設の整備・確保により、地域の防災力を向上
- 地域の事業継続性向上により、魅力あるまちを実現
- 発展・成長する計画のしくみづくりや訓練により、継続的に地域の防災力を向上

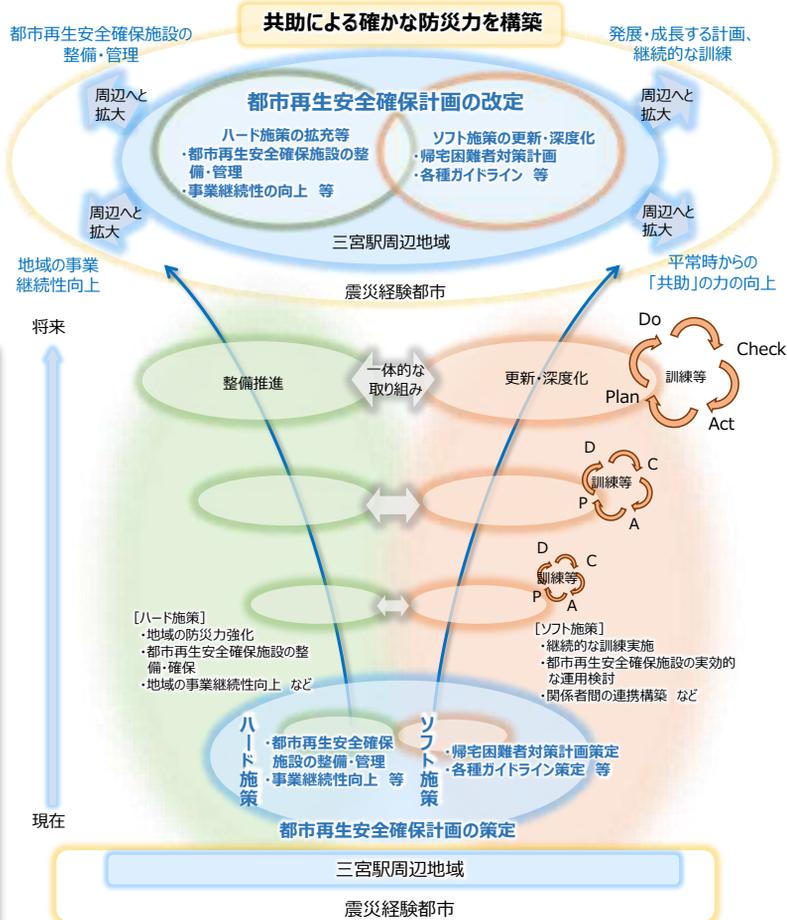


図. 基本方針・目的及びハード施策・ソフト施策との関係概念図

# 5. 帰宅困難者の安全確保に向けた取り組み方針及び関係者の役割分担

## 5-1 帰宅困難者の安全確保に向けた流れ

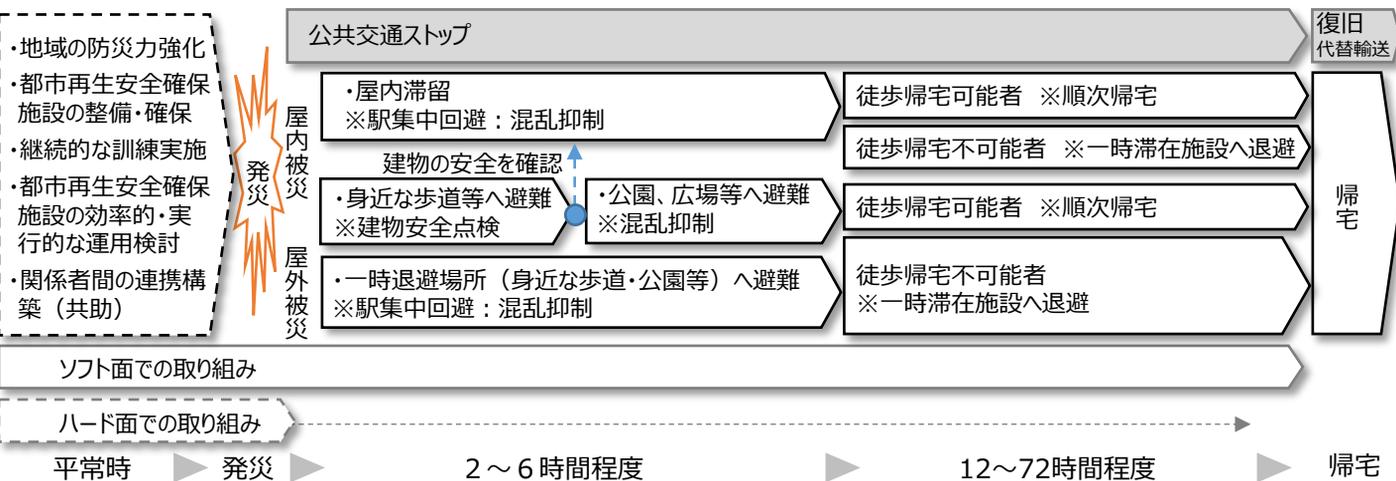


図. 平常時から発災後・帰宅までの流れ

## 5-2 帰宅困難者の安全確保に向けた取り組み方針と関係者の役割分担

| 平常時   |   | 地域内事業者 | 一時滞在施設 | 交通事業者(駅) | 市  |
|---|---|--------|--------|----------|----|
| <b>取り組み方針</b><br>▶まちの防災力を高める取り組みを着実に推進する                                    | 地域の防災力強化、事業継続性の向上                       | ●○     | ●○     | ●○       | ●○ |
|   | 本計画や帰宅困難者対策計画等に基づく取り組みや整備の着実な推進         | ●○     | ●○     | ●○       | ●○ |
|   | 発災時の円滑な帰宅困難者対策の実施に向けた運営体制の構築や訓練の継続      | ○      | ○      | ○        | ○  |
| 発災後   |   |        |        |          |    |
| <b>取り組み方針：6時間まで</b><br>▶身の安全を呼びかける(通常の防災対策で対応)<br>▶帰宅抑制・利用者保護の実施、一時退避場所への誘導 | 身の安全の確保、施設の安全点検<br>災害情報収集等              | ○      | ○      | ○        | ○  |
|   | 利用者保護、一時退避場所の情報案内や誘導                    | ○      | ○      | ○        | ○  |
|   | 交通被害や状況の確認・復旧再開に向けた対応                   |        |        | ○        | ○  |
|   | 帰宅抑制、駅への集中回避(屋内滞留)                      | ○      | ○      |          | ○  |
|   | 施設間・関係者間の情報連携<br>即時的な情報共有               | ○      | ○      | ○        | ○  |
|   | 一時滞在施設の開設準備・支援                          | ○      | ○      |          | ○  |
| <b>取り組み方針：帰宅まで(公共交通復旧・運行再開)</b><br>▶一時滞在施設の開設・誘導・運営<br>▶帰宅支援                | 一時滞在施設の開設・運営                            |        | ○      |          | ○  |
|   | 一時滞在施設の情報案内や誘導                          | ○      | ○      | ○        | ○  |
|   | 地域全体での一時滞在施設運営支援(共助)<br>徒歩帰宅可能者への支援(共助) | ○      | ○      |          | ○  |
|   | 施設間・関係者間の情報連携<br>即時的な情報共有               | ○      | ○      | ○        | ○  |
|   | 交通復旧による帰宅支援                             |        |        | ○        | ○  |
|   | 一時滞在施設の閉鎖                               | ○      | ○      |          | ○  |

●：ハード施策、○：ソフト施策

## 6. 都市再生安全確保施設の整備及び管理

### 6-1 都市再生安全確保施設の整備、確保の基本的な考え方

|         |                    | 確保・整備の基本的な考え方  |
|---------|--------------------|--|
|         | 一時退避場所             | ・今後進展するまちづくりに合わせ、公共空間や民間施設も含め滞留空間の充実を図る<br>・滞在者等がすぐに退避できる身近な屋外空間にて確保するほか、一時滞在施設開設までの数時間を安全に過ごすことができるまとまった規模の退避空間を確保する  |
|         | 一時滞在施設             | ・既存施設の活用を含めて、今後進展するまちづくりでの民間開発に合わせて協力を依頼し、協定締結施設としての確保を図る  |
|         | 備蓄倉庫               | ・一時滞在施設をはじめ、地域内施設における帰宅困難者向け備蓄施設の確保に向けた検討を進める<br>・対象地域の帰宅困難者を対象とする集約的な備蓄倉庫整備についても検討を行う   |
|         | 退避経路               | ・今後進展するまちづくりにて創出される広い歩道の整備や施設整備などに合わせて充実を図る  |
| その他の施設等 | 情報通信施設等            | ・ユニバーサルデザインの視点やインバウンド対応、多言語対応をはじめとした、要配慮者への配慮を視野に入れた整備を推進する  |
|         | 非常用発電機・エネルギー供給施設など | ・ライフライン途絶による事業継続性の低下防止、公共交通の復旧・運行再開までの混乱回避を図るため、非常用発電の設置や燃料確保に努める<br>・人命にかかわる施設、一時滞在施設、都市サービスや業務拠点施設については、地域全体でエネルギーの安定供給を確保するための電気・熱の供給施設の確保による事業継続性の向上を目指す |

## 6-2 都市再生安全確保施設の整備及び管理 (平成29年3月13日現在)

### ■一時退避場所

|   | 都市再生安全確保施設に係る事項 |        |     | 管理に係る事項 |        |
|---|-----------------|--------|-----|---------|--------|
|   | 施設の名称           | 種類     | 所有者 | 管理主体    | 管理内容   |
| 1 | 東遊園地            | 一時退避場所 | 神戸市 | 神戸市     | 施設維持管理 |
| 2 | 磯上公園            | 一時退避場所 | 神戸市 | 神戸市     | 施設維持管理 |
| 3 | 生田川公園           | 一時退避場所 | 神戸市 | 神戸市     | 施設維持管理 |
| 4 | みなとのもり公園        | 一時退避場所 | 神戸市 | 神戸市     | 施設維持管理 |
| 5 | 三宮中央通り地下通路      | 一時退避場所 | 神戸市 | 神戸市     | 施設維持管理 |

### ■一時滞在施設

|   | 都市再生安全確保施設に係る事項                       |        | 管理に係る事項                                  |        |      |
|---|---------------------------------------|--------|--|--------|------|
|   | 施設の名称                                 | 種類     | 管理主体                                     | 管理内容   | 実施時期 |
| 1 | 神戸国際会館                                | 一時滞在施設 | 株式会社神戸国際会館                               | 施設維持管理 | H24～ |
| 2 | 神戸文化ホール <small>(※都市再生緊急整備地域外)</small> | 一時滞在施設 | 神戸市<br><small>(指定管理者：神戸市民文化振興財団)</small> | 施設維持管理 | H25～ |
| 3 | 神戸サンポーホール                             | 一時滞在施設 | 株式会社ユニオン・アルファ                            | 施設維持管理 | H26～ |
| 4 | 神戸セントモルガン教会                           | 一時滞在施設 | 株式会社タガヤ                                  | 施設維持管理 | H27～ |
| 5 | 神戸三宮シアター・エートー                         | 一時滞在施設 | 株式会社P L A C E                            | 施設維持管理 | H29～ |

### ■退避経路 (現在事業中のもの)

|   | 都市再生安全確保施設に係る事項 |      |     | 管理に係る事項 |           |      |
|---|-----------------|------|-----|---------|-----------|------|
|   | 施設の名称           | 種類   | 所有者 | 管理主体    | 管理内容      | 実施時期 |
| 1 | 葦合南54号線         | 退避経路 | 神戸市 | 神戸市     | 施設整備・維持管理 | H28～ |

## 6-3 その他滞在者等の安全の確保のために実施する事業

「共助」による帰宅困難者対策の仕組みづくり  
⇒具体的な内容については各種ガイドラインにて定める

- ・即時的に伝達・連携できる情報提供や情報収集の仕組みづくりを検討
- ・帰宅困難者の避難誘導に関する方策検討 など

### 都市再生安全確保施設の確保・整備の推進に向けた仕組みづくり

- ・建物の機能更新に合わせ、都市再生安全確保施設を促進する仕組みづくりや枠組み（インセンティブの付与等）の検討 など

### 継続的な訓練実施による都市再生安全確保計画等の改善

- ・官民連携による訓練を地域全体で継続的に実施
- ・共助による帰宅困難者対策の取り組み推進により、計画の継続的な改善を図る



図. 都市再生安全確保施設

## 7. 実施体制と今後の進め方

### 7-1 実施推進体制

- ・本計画の策定・改定に係る主体、ソフト面に係る指針等や継続的な訓練実施体制については、以下の通りである。

神戸三宮駅周辺・臨海地域 都市再生緊急整備協議会  
(都市再生特別措置法 第19条)

神戸三宮駅周辺・臨海地域 都市再生緊急整備協議会  
安全確保計画部会  
(神戸三宮駅周辺・臨海地域都市再生緊急整備協議会規約 第12条)

三宮駅周辺地域帰宅困難者対策協議会

三宮駅周辺地域帰宅困難者対策協議会  
作業部会

### 7-2 スケジュール

- ・本計画、三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画、各種ガイドラインが一体となり、継続的に発展・成長するためのスケジュールは以下の通りである。

| 年度    | 安全確保計画   | 帰宅困難者対策計画 | 各種ガイドライン              |
|-------|----------|-----------|-----------------------|
| H27年度 |          | ● 第一版策定   |                       |
| H28年度 | ● 策定     | ● 第二版策定   | ● 一時滞在施設運営ガイドライン策定    |
| 今後    | 必要に応じて改定 | 必要に応じて改定  | ● 各種ガイドラインの検討<br>順次拡充 |